

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	県人勧は10/17。 勧告後は確定闘争 スタート！給与改 定・諸手当改善等の 課題解決に向け県 職労へ結集を！
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

2025県人勧闘争⑥ 10.7地公共闘・人事委員長交渉 勧告の概要引き出す・・・勧告は **10月17日**

比較企業規模50⇒100人に改善 **月例給・一時金 引上げ改定へ**

通勤手当 交通用具利用の距離区分増設・単価改善 駐車場等の利用に対する手当を新設

10月7日、岩手県地方公務共闘会議（議長：佐藤 工 岩教組委員長）は、最終局面となる渡辺人事委員長との交渉を行った。冒頭、事務局長交渉以降に集約された大型ハガキ署名（1次集約と合わせて1,580枚・11,116筆）を手交したうえ、組合員の切実な声の後押しとともに、最終回答を求めた。



最終局面で前進回答を求める地公共闘交渉団

渡辺人事委員長は、「勧告日は10月17日（金）を想定」「比較企業規模は100人以上に見直す方向」「月例給・一時金ともにプラス較差」と、引上げ改定の見解を示した。

通勤手当は、「交通用具利用に係る距離区分の増設と、既存の手当額単価の引上げを行う方向」「駐車場料金の支給についても措置する方向」との見解を示した。

交渉に参加した各単組代表者からは「定年引上げ職員や再任用職員は一般職員と全く同じ仕事をしている。賃金についても実態に合わせた勧告を」「本県の勤務労働条件が他より優れていると説明できない状況では、大手企業や首都圏の自治体への人材流出が避けられない」などと強く主張した。

大型ハガキに寄せられた職場改善を求める声を反映し、労働基本権制約の代償機関としての役割をしっかりと果せる内容の勧告となるよう要請し、人事委員会との交渉を終了した。



回答する渡辺人事委員長

(交渉の詳細は裏面)

1 月例給・一時金の改定

(地公共闘) 比較企業規模の取扱いは。

(委員長) 人材獲得競争が激化する中、処遇面での対応が必要と判断し、従来の50人以上から100人以上に見直す方向。

(地公共闘) 給与改定の方向性は。

(委員長) 月例給は職員給与が36万1千円余、民間37万2千円余。一時金は国家公務員の官民較差(+0.05月)と同程度の較差の見込み。月例給は給料表の改定、一時金についても引上げ改定の方向。今後の委員会において具体的な内容を決定する。

2 通勤手当改善

(地公共闘) 交通用具利用者の通勤手当改善は、これまで再三求め続けてきた。多額の自己負担や広大な本県の実情を踏まえた改善が必要。

(委員長) 通勤方法を柔軟に選択できるようにし、離職の防止にも資するため、交通用具利用に係る距離区分の増設と、既存の手当額単価の引上げを行う方向。駐車場料金の支給についても措置する方向。

(地公共闘) 国家公務員は、既存の手当額単価の引上げを2025年4月に遡及して実施する。本県でも国同様に遡及実施するよう強く求める。



手当改善訴える
小田嶋県職労委員長

3 長時間労働是正

(地公共闘) 業務削減・合理化と適切な人員確保の両面で、人事委員会は各任命権者に強力な指導を行うべき。また、人事委員会の労働基準監督権限で、勤務時間管理をはじめ、違法な実態を積極的に把握・指導すべき。

(委員長) 重要課題として、毎年課題認識をもって各任命権者に指導・要請を行っている。引き続き、労働基準監督機関としての役割を果たしていく。



勤務時間適正管理訴える
高橋岩教組書記長

4 失職特例の導入

(地公共闘) 職員が交通事故を起こし、拘禁刑以上の刑が確定した場合、執行猶予の場合を含めて失職とされることは極めて不合理。その不合理を回避するため、東北6県中4県、県内市町村の多くが特例条例を有している。失職の特例を導入すべき。

(委員長) 一律失職が厳しすぎ、県にとって損失になるという見方があることは承知している。導入済自治体の状況や過去の事例等、調査研究を進める。

最後に県職労小田嶋委員長から、再任用職員の処遇改善に関し「前回事務局長交渉の際は国の動向に注視との回答だが、国は2031年度までに検討としている。2031年度は定年年齢引き上げの制度完成年であり、そこでの検討では遅い。今の再任用職員と一般職員の賃金水準格差(特に一時金月数)解消への議論を継続し、早急に改善をはかられたい」と、今年の勧告で検討が進まない点を強く指摘するとともに改善を求めた。